



山田会計事務所だより

令和4年5月号(第328号)

〒454-0983

名古屋市中川区東春田3丁目120-1

山田達也税理士事務所

052-302-4017

<http://www.yamadakaikei21.com>



山田会計 中川区

検索

前略 いつもお世話になっております、今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## マイカー通勤者の非課税交通費について

所得税で非課税とされているものの中には、サラリーマンの通勤手当があります。

通勤手当として支給されたものすべてが非課税とされているわけではなく、決められた範囲内の金額であれば非課税とされます。

| 片道の通勤距離              | 1か月当たりの限度額 |
|----------------------|------------|
| 2キロメートル未満            | (全額課税)     |
| 2キロメートル以上10キロメートル未満  | 4,200円     |
| 10キロメートル以上15キロメートル未満 | 7,100円     |
| 15キロメートル以上25キロメートル未満 | 12,900円    |
| 25キロメートル以上35キロメートル未満 | 18,700円    |
| 35キロメートル以上45キロメートル未満 | 24,400円    |
| 45キロメートル以上55キロメートル未満 | 28,000円    |
| 55キロメートル以上           | 31,600円    |

1か月当たりの非課税となる限度額を超えて通勤手当を支給する場合には、超える部分の金額が給与として課税されます。

以前は、実際にはマイカーで通勤している人が、例えば定期券等で通勤するとした場合に30,000円かかるなら、その金額までは交通費を支給しても非課税とされていたのですが、現在は上記の控除額一覧の限度額までしか非課税扱いできなくなりました。

## 電車やバスだけを利用して通勤している場合

この場合の非課税となる限度額は、通勤のための運賃・時間・距離等の事情に照らして、最も経済的かつ合理的な経路および方法で通勤した場合の通勤定期券などの金額です。

新幹線を利用した場合の運賃等の額も「経済的かつ合理的な方法による金額」に含まれますが、グリーン車料金は含まれません。

最も経済的かつ合理的な経路および方法による通勤手当や通勤定期券などの金額が、1か月当たり15万円を超える場合には、15万円が非課税とされる限度額となります。